

# 関西圏における鉄道を活用した京都市内観光地等への移動ルートの周知・案内業務 業務委託仕様書

## 1 業務の概要

### (1) 業務の名称

関西圏における鉄道を活用した京都市内観光地等への移動ルートの周知・案内業務

### (2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### (3) 業務の目的

京都駅は本市最大のターミナル駅であり、観光シーズンには、多くの観光客等の利用が予想される。京都駅では、京都駅と観光地を結ぶ一部バス路線に観光客が集中することにより、京都市民の通勤・通学や通院などの生活利用に影響が発生している。そこで、京都駅一極集中を緩和するため、京都駅を経由しない入洛ルートや輸送力に比較的余裕がある鉄道を活用した京都市内主要観光地への移動ルートについて、周知・案内を行う必要がある。

本事業では、大阪府内等の旅客案内施設・宿泊施設等において、ポスター やチラシ等の広報物を用いて、大阪府内等から入洛する日本人及び外国人観光客に向けた、多言語での情報発信について、委託するものである。

## 2 委託業務の内容

### 旅客案内施設・宿泊施設等における情報発信

#### (1) 実施場所

大阪府内等の旅客案内施設・宿泊施設等

#### (2) 実施期間

- ・ 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- ・ 特に、観光混雑が予想される期間である令和8年10月1日～11月30日及び令和9年2月1日～3月31日に重点的に実施すること。

#### (3) 実施内容

ポスター、チラシをはじめとした広報物を用いて、京都駅を経由しない入洛ルートや輸送力に比較的余裕がある鉄道を活用した京都市内主要観光地への移動ルート、あるいは両者を組み合わせた移動ルートについて、観光客に対して情報発信を行うこと。

ただし、鉄道事業者の交通広告は利用しないこと。

#### (4) 留意事項

- ア ポスター（B1又はB2サイズ）及びチラシ（A4サイズ）は、本市が提供するデータ（別紙1-2）を活用すること。ただし、ポスター・チラシの印刷に要する費用及び各施設への運搬費については、本業務の費用に含む。
- イ チラシを配布する場合は、各配布場所における配布部数を把握すること。
- ウ 以下については、書面又は電磁的方法により本市の事前承諾を得てから実施すること。
  - (ア) 本市が提供するデータを第三者（受託者の子会社、関連会社等を含む。）へ提供すること。
  - (イ) 本市が提供するデータを、本事業以外の目的で、編集又はその他の利用をすること。
- エ 本市の承諾を得て、本市から提供したデータを編集した場合は、編集後のデータを、編集可能なデータ形式等で本市に無償で提供すること。
- オ ポスター・チラシとは別に広報物を作成する際は、本市と協議のうえ作成すること。また、完成後、必要な場合は修正に応じること。
- カ 広報物作成に当たっては、出演者や協力者に関する交渉も受託者において行うこと。肖像権、差別用語等の人権に関する配慮及び個人情報については十分に注意をはらうこと。人物を撮影する際は、必要な肖像権の処理を行うこと。なお、撮影に際して必要となる、使用料、出演料、謝礼金等の費用は本業務の費用に含む。また、寺社等の写真データ等は本市からは提供しない。

### 3 委託業務の進行等

#### (1) 業務の打ち合わせ

業務の打合せは必要に応じて適宜行うものとするが、第1回及び業務の主要な段階においては、全体業務を統括する者が出席するものとする。

#### (2) 協議事項

- ア 事業実施の調整過程においては、適宜本市と情報共有し、本市による指示の機会を設けること。
- イ 各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度本市と協議のうえ、決定するものとする。
- ウ 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。

また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。

### **(3) 成果物**

成果物は、以下のとおりとする。

- ・ 事業報告書（A4判）… 3部
- ・ 事業報告書電子データ

## **4 支払方法**

委託業務の終了後、受託者の適法な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

## **5 その他**

### **(1) 秘密保持義務**

本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

### **(2) 個人情報の保護**

本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守すること。

### **(3) 著作権の取扱い**

ア 本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）については、本市に帰属するものとする。また、本事業終了後においても本市がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとともに、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

イ 成果物に使用される全てのものは、必ず事前に著作権、肖像権等の権利の了承を得てから使用すること。

ウ 成果物に使用される全てのものは、権利者により二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで使用すること。なお、その際必要となる一切の手続及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

エ 本事業による成果物については、使用料その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。

オ 成果物の著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受

託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。